

委託業務仕様書

1 業務の概要

島根県警察機動隊庁舎に設置されている非常用自家発電設備の適正な機能維持を図るため、消防法第17条の3の3、同法施行規則第31条の6に規定する定期点検を、消防庁告示第1号（昭和48年2月10日）に定める基準に準じて実施するもの

2 業務の名称

「島根県警察機動隊庁舎非常用自家発電設備点検業務」

3 業務の場所・点検設備の種類（詳細は別紙「点検機器」のとおり）

島根県警察機動隊庁舎（松江市平成町1751番地26）

自家発電機 ヤンマーディーゼル AP155D 6D111T2-GL 150KVA

4 業務の内容

(1) 点検業務及び点検時期

ア 総合点検及び機器点検 令和7年9月中旬

イ 機器点検 令和8年3月中旬

(2) 点検項目

点検項目は、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（消防庁告示）（以下「消防庁告示」という。）で定める点検票の点検項目のほか、別紙「特記点検項目」のとおりとする。

(3) 点検内容

ア 点検の基準は、消防庁告示の定めるところによる。

イ エンジンオイル、フィルターの汚損状況等を確認すること。

オイル不足又は不良の場合は、補給、交換について契約担当者（以下「担当者」という。）と協議を行うこと。また、交換後の廃油は受注者の責任で処理を行うこと。

5 業務に必要な材料等

(1) 業務の実施に当たって使用する電力及び水は、既存の施設を無償で利用できる。

(2) 点検に用いる各種機器、消耗品類は、受注者の負担とする。

6 留意事項

(1) 点検実施日については、事前に担当者と協議の上決定すること。

(2) 点検に当たっては、火気に十分注意すること。

(3) 業務の実施に伴い事故、破損等が発生した場合、国の責任によるもの以外、国は一切その賠償責任を負わない。

(4) 事故が発生した場合は、速やかに適切な措置をとり、直ちにその経緯を担当者に報告すること。

(5) 業務の実施に際し、問題が生じた場合は、担当者と協議の上、これを処理すること。

(6) 点検中に機器の不具合を発見した場合は、速やかに担当者に報告すること。

7 業務前打合せ

業務に当たっては、担当者と打合せを行い事故のないように注意するとともに、執務者の支障とならないように留意すること。

8 完了報告

業務終了後10日以内又は令和8年3月20日のいずれか早い日までに、下記の書類を提出すること。

(1) 4の(1)のアの場合

「委託業務完了報告書（総合点検及び機器点検）」及び消防庁が定める点検結果報告書

(2) 4の(1)のイの場合

「委託業務完了報告書（機器点検）」及び消防庁が定める点検結果報告書

(3) 点検結果報告書提出部数

各1部

9 その他

本仕様書に記載されていない事項は、「建築保全業務共通仕様書 令和5年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」による。

点検機器

1 島根県警察機動隊庁舎 非常用自家発電設備 点検主要機器仕様(150kVA)

(1) ディーゼル機関

型式	6D111T2-GL ヤンマー製 [立形水冷4サイクル]	定格出力	174kw
気筒数	6気筒	燃料	ディーゼル軽油
回転数	1800min ⁻¹	始動方法	電気始動式

(2) 発電機

型式	AP155D	相数	三相 3線
定格出力	150KVA	力率	80%
電圧	220V	周波数	60Hz
回転数	1800min ⁻¹		

(3) 燃料設備 燃料タンク別置 500ℓ (小出槽)

(4) 充電設備

- ・制御弁式据置鉛蓄電池 24V-100AH
- ・充電方式 半導体式全自動充電
- ・入力電圧 200V
- ・出力電圧 26.7V
- ・出力電流 4A

(5) 排気設備 排気管 耐熱ラッキング

特記点検項目

- 1 ディーゼル機関関係
 - ・機関各部の変形、損傷、脱落、漏れ、腐食の点検
 - ・防振ゴムの損傷、発錆の点検
 - ・ラジエーター、ファンベルトの緩み、損傷の点検
 - ・ボルト、ナット類の緩み等点検
 - ・温調弁の動作確認
 - ・潤滑油点検
 - ・冷却水点検
 - ・各部の清掃
- 2 発電機関係
 - ・固定子、回転子巻線、励時装置の機能点検
 - ・ブラケットの損傷、発錆の点検
 - ・軸受点検（異常音の発生）
 - ・各部の異常音、異常振動の有無
 - ・各部の清掃
- 3 制御盤関係
 - ・各表示灯の動作確認
 - ・各計器の動作確認
 - ・各スイッチの動作確認
 - ・各ブレーカーの動作確認
 - ・各ヒューズの確認
 - ・各部清掃
 - ・絶縁抵抗の測定（主回路、補機回路）
- 4 蓄電池及び充電装置関係
 - ・交流入力電圧測定
 - ・直流出力電圧測定
 - ・蓄電池の電圧・内部抵抗の測定
 - ・各表示灯の動作確認
 - ・各スイッチの動作確認
 - ・各ブレーカーの動作確認
 - ・各ヒューズの確認
 - ・各部清掃
- 5 附属装置・防音パッケージ関係
 - ・燃料タンクの油量確認
 - ・燃料タンク燃料配管等からの漏れの確認
 - ・燃料中に水分の混入の無いことの確認（ドレン抜き）
 - ・防音パッケージ状態確認・発錆等の確認
 - ・冷却水ヒーターの動作確認
 - ・排気消音器・配管・断熱材の状態確認
 - ・排気フード・ダクトの状態確認
 - ・吸排気、室内換気の状態確認
- 6 保護装置の動作試験
 - ・保護装置全項目の動作確認試験
- 7 運転試験
 - ・手動起動、停止試験
 - ・自動起動、停止試験
 - ・実負荷運転試験（切替可能な場合）
 - ・運転状態の確認、データの記録

委託業務完了報告書
(総合点検及び機器点検)

令和 年 月 日

島根県警察会計担当官 殿

住 所

氏 名

下記のとおり業務を完了しましたので、報告いたします。

記

1 業 務 名 島根県警察機動隊庁舎非常用自家発電設備点検業務

2 作業年月日 令和 年 月 日

委託業務完了報告書
(機器点検)

令和 年 月 日

島根県警察会計担当官 殿

住 所

氏 名

下記のとおり業務を完了しましたので、報告いたします。

記

1 業 務 名 島根県警察機動隊庁舎非常用自家発電設備点検業務

2 作業年月日 令和 年 月 日